

平成15年度法務省事前評価実施結果について（要旨）

法務省では、「法務省政策評価に関する基本計画」に基づき、事前評価を事業評価方式で実施し、その結果を取りまとめた。要旨は以下のとおりである。

事業の名称	苫小牧法務総合庁舎整備等事業
政策評価の結果の概要	新営整備を計画している苫小牧法務総合庁舎について、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「費用対効果」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が118点、計画の妥当性に関する評点が121点、費用対効果（B/C）が5.65となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

事業の名称	伊丹法務総合庁舎新営工事
政策評価の結果の概要	新営整備を計画している伊丹法務総合庁舎について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が109点、計画の妥当性に関する評点が121点となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

事業の名称	宮城刑務所新営工事
政策評価の結果の概要	新営整備を計画している宮城刑務所について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が106点、計画の妥当性に関する評点が110点となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

事業の名称	奈良少年刑務所新営工事
政策評価の結果の概要	新営整備を計画している奈良少年刑務所について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が109.5点、計画の妥当性に関する評点が133点となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

事業の名称	法務に関する研究
政策評価の結果の概要	<p>法務総合研究所における平成15年度の研究計画について評価したところ、近時大きな問題となっている、少年犯罪・犯罪者処遇・保護観察政策などについて、数多くの研究テーマが掲げられており、特に少年犯罪については、少年法改正に見直し時期と相まって、時宜を得た研究になると評価できる。</p> <p>また、継続研究とされている「DV加害者に関する研究」、「企業犯罪の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの分析研究」などは、今後の刑事政策を検討するに当たって極めて有効な研究になるものと期待できる。</p> <p>さらには、犯罪者処遇や保護観察政策などの研究は、学者等の研究では行い得ない分野の研究であり、まさに実務を所管する法務省ならではの効率的かつ有効な研究が行い得るものと言える。</p>